



**ショウチ
ヨリガン**

私が見た北秋田

Kitaakita from My Eyes NO.72

GAKKO STATION

8月の大雨が降る前に、比立内駅「がっこステーション」を訪れてみました。まだ暑かったですが、コーヒーが大好きですので、無料のコーヒーを1杯ご馳走になったり、山の風景を眺めたりしながら、ゆっくりとしたひと時を過ごすことができました。

ここは、北秋田市でのワーケーションの拠点でもあります。私はワークではなく、リラクセスが目的でした。機会があれば、今度は内陸線に乗って行ってみたいと思いました。

がっこステーションを訪れ、自分が大阿仁小学校でALTとして勤めていたころを懐かしく思い出しまし

た。比立内の山が見られるのは通勤の楽しみの一つでした。大阿仁小学校は、統合に向かってはいますが、たとえ、あの校舎が使われなくなったとしても、比立内にできるだけ多く足を運び、がっこステーションに来ることで、その当時の記憶を思い出したいですね。

とても勝手な思いではあるかもしれませんが、私の中の「GAKKO」は、「学校」の意味も持っています…?!



市長ダイアリー	◇8月16日～9月15日
17日(水)▽9月補正予算市長査定(本庁舎)	17日(水)▽阿仁地区敬老式(阿仁公民館)
19日(金)▽北秋田市ふれあいプラザにぎわいづくり委員会(コムコム)	14日(水)▽北秋田市議会9月定例会一般質問1日目(議事堂)
21日(日)▽露熊プロジェクト(露熊山峡視察)▽第16回北秋田市民俗芸能大会(文化会館)	13日(火)▽合川地区敬老式(合川体育館)▽秋田県信用組合合川支店竣工式(同所)
22日(月)▽聖園短期大学との連携協定締結式(本庁舎)	12日(月)▽北秋田市議会9月定例会初日(議事堂)
23日(火)▽令和4年度北秋田市戦没者追悼式(文化会館)	11日(日)▽第20回北秋田市縄文まつり(伊勢堂岱縄文館)
24日(水)▽第179回秋田県市長会定例会(仙北市)	10日(土)▽北秋田市議会9月定例会(議事堂)
25日(木)▽新任ALTあいさつ(本庁舎)▽第2回北秋田市国民健康保険運営協議会(本庁舎)	9日(金)▽北秋田市民生委員児童委員大会(文化会館)▽北秋田市自治会連絡協議会役員研修会(コムコム)
26日(金)▽北秋田市行政評価委員会委員委嘱状交付式(本庁舎)	8日(木)▽東北・北海道治山林道協議会中央要請活動(林野庁)
27日(土)▽北秋田市スポーツ協会講演会(長崎宏子氏)(コムコム)	6日(火)▽秋田県・県内市町村と誘致企業との懇談会(秋田市)
29日(月)▽定例記者会見(本庁舎)▽世界文化遺産地域連携会議総会(オンライン)(本庁舎)	5日(月)▽秋田県・県内市町村と誘致企業との懇談会(秋田市)
30日(火)▽令和4年度都市計画審議会(本庁舎)▽8月3日からの大雨に係る意見交換会(プラザ杉の子・現地視察(北秋田市内))	4日(日)▽2022森吉四季美湖まつり(四季美湖畔公園)
31日(水)▽監査委員決算書・意見書提出(本庁舎)▽秋田たかのす農業協同組合要望書提出(宮農継続促進に向けた緊急要請)(本庁舎)	3日(土)▽第18回北秋田市発明工夫展(コムコム)
1日(木)▽地域おこし協力隊委嘱状交付式(本会議)	2日(金)▽2022森吉四季美湖まつり(四季美湖畔公園)

北秋田市
地域おこし
協力隊

魅力発掘

きたあきたの
vol.55



貝田 真紀 隊員

3年目に突入しました!

こんにちは。地域おこし協力隊の貝田真紀です。早いもので2022年9月から、協力隊として3年目に突入しました。地域おこし協力隊の任期は最長3年なので、3年目が最後の年になります。「地域おこし協力隊」とは総務省の制度で、現在6000人以上が全国で活動しており、秋田県内では約1000名が活動しています。総務省や秋田県庁が主催する研修も多く、協力隊同士の横のつながりも緊密です。

最近は「ローカリティ!」(<https://thelocality.net>)という全国のローカル情報に特化したウェブメディアで、レポーターとして北秋田市の記事を執筆しています。永沢碧衣さんの阿仁合公民館での個展や内陸線の天井画についての記事はバズった(※多くの人に読まれた)らしく、編集部の方にも好評です。



▲合川公民館のスケボー講座を受講中です

した。その他の記事としては、ゲストハウスのORRYAMA KEさんや杣温泉旅館、露熊集落の鯉茶屋や鎌沢の大仏について書きました。

「ローカリティ!」が主催している取材記者養成講座も受講しているのですが、少しずつ記事を書くスキルが向上しているように思います。私の「驚き・発見・感動」を文章で伝えられるように努力中ですので、今後の記事にも期待してください。

また、これまでの研究者としての経験を活かした私塾のようなものも構想しています。こちらについては、次回のコラムでご報告できればと思います。

男女

共同参画
第8回

「産後パ育休」が スタートします!



令和3年6月に育児・介護休業法が改正され、今年の4月から段階的に施行されています。4月から、事業主は育児休業を取得しやすい職場環境の整備や育児休業制度の周知、取得の意向についての確認をすることが義務化されましたが、10月からは「産後パ育休(出生時育児休業)」がスタートします。

育児休業を取得することができるようになります。産後パ育休の期間は就業しないことが原則となりますが、労使協定を締結することによって、休業中に就業することも可能なので、テレワーク等を活用して育児しながら時間を有効に活用して仕事をすることが出来ます。

産後パ育休は、通常の育児休業とは別の制度で、原則休業の2週間前までに申し出ることで、お子さんの出生後8週間以内に4週間までの休暇を取得できるため、男性版産休ともいわれています。また、産後パ育休は、最初にまとめて申し出ると分割して2回取得することもできます。この10月からは、通常の育児休業についても、2回に分割して取得することが可能になるため、産後パ育休と合わせると、男性はお子さんが1歳になるまで最大4回の育

1歳以降の育児休業の延長に関する情報も、これまでは1歳、1歳半の時点と限定されていた育児休業開始日を柔軟に設定できるようにしました。

夫婦で一緒にお子さんと過ごす取得期間をずらして育休を交代するなど、それぞれのご家庭の事情に合わせて、柔軟に取得できるようにした育児休業制度を活用しましょう。

